労　 働 　契　 約　 書

株式会社　　　　　　　（甲）と　　　　　　　　（乙）とは下記のとおり労働契約を締結する。

|  |  |
| --- | --- |
| 契約期間 | 期間の定めあり（　　　年　　月　　日～　　　年　　月　　日） |
| 就業の場所 |  |
| 従事すべき  業務内容 |  |
| 労働時間、所  定時間外労働  の有無等 | 始業　　　時　　分　　終業　　　時　　分（休憩時間　　　分）  所定時間外労働（有　　　無）  休日労働（有　　　無） |
| 休日・休暇 | 毎週土曜日、日曜日、祝祭日  　　　年　　月　　日より６か月継続勤務し、その間の所定労働日の８割以上出勤し  た場合に１０労働日の年次有給休暇を与える。 |
| 賃金 | １　時　給：時間単価 　　　　　円  ２　諸手当：通勤手当（実費相当額）  ３　所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金  　　 イ　所定時間外：法定超（１日８時間超）２５％  　　 ロ　休日　法定休日３５％　法定外休日０％  　　 ハ　深夜（22:00～5:00）２５％  ４　賃金締切日：毎月　　　日  ５　賃金支払日：当月　　　日 |
| 退職並びに契  約更新に関す  る事項 | 契約期間満了の30日前までに甲、乙双方が同意した場合には契約を更新する場合がある。  甲が雇止めをする場合には、契約期間満了の30日前までに乙に通知する。  　契約の更新又は雇止めを行う場合の判断は、労働者の能力、勤務成績、勤務態度  により判断するほか、労働者の従事する業務の量（又は有無）により判断する。  　その他退職・解雇に関する事項は契約時に交付する別紙に定めるものとする。 |
| その他 | 社会保険の適用：労災保険　雇用保険　健康保険　厚生年金保険 |
| 年　　　月　　　日  　　　雇 用 者　　住　　所  　　　　（甲） 　　名 称  　　　　　 　　　　代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　　　　印  　　　被雇用者　　住　　所  　　　　（乙）  　　　　　　　 　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 | |

（別紙）　退職・解雇に関する事項

（退職）

被雇用者が、次の各号の一に該当するときは退職とする。

　　　(1)死亡したとき

　　(2)退職を願い出て承認されたとき

　　(3)期間を定めて雇用される者が雇用期間を満了したとき

（退職手続）

被雇用者が自己の都合により退職しようとするときは、少なくとも退職しようとする日の14日前までに

退職届を会社に提出しなければならない。

退職届を提出した者は、退職に至るまでは、従来どおり業務に服さなければならない。

退職届を提出した者は、退職までの間に必要な業務の引継ぎを完了しなければならない。

（解雇）

被雇用者が次の各号の一に該当するときは、解雇することがある。

　　　(1)身体又は精神の障害により職務に耐えられないと認められるとき

　　　(2)労働安全衛生法の規定により就業を禁止すべき疾病にかかり治ゆの見込みがないと認められるとき

　　　(3)勤務成績もしくは勤務態度が不良で就業に適しないと認められるとき

　　　(4)事業の縮小その他事業の運営上やむを得ぬ事由により、雇用の維持がきわめて困難となったとき

　　　(5)試用期間中または試用期間満了時に、本採用が不適当と認められたとき

(6)その他前各号に準ずる事由があるとき

（退職または解雇時の処理）

被雇用者は退職し、または解雇された場合には、退職の日または解雇の日までに会社から貸与された物品

、または会社の所属品を返還し、会社に対する債務がある場合にはそれを返済しなければならない。

退職し、または解雇された被雇用者が請求した場合には、会社は本人の勤続期間、就業した業務の種類

と内容、会社における地位、賃金明細および退職・解雇の理由のうち、本人が請求する事項に関して、

証明書を交付する。

退職し、または解雇された被雇用者は、在職中知り得た業務上の秘密を他に漏らしてはならない。

被雇用者が退職し、または解雇された場合には、会社は原則として退職の日または解雇の日以後の直近

の賃金支払日に未払い分の賃金を支払うものとする。